

成蹊学園ハラスメントの防止等に関する規則

制 定 2001年11月9日
理 事 長
最新改正 2012年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、日本国憲法、教育基本法等に掲げる人間の尊厳、人権尊重及び両性の平等の精神に則り、本学（学校法人成蹊学園並びにその設置学校である成蹊大学、成蹊高等学校、成蹊中学校及び成蹊小学校をいう。以下同じ。）の学生、生徒、児童、教職員、役員及び本学と関係を有する者の一人ひとりが相互に個人として尊重され、快適な環境のもとでの教育・研究、学習及び労働を保障するため、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントが発生した場合の対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの総称をいい、各ハラスメントの定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手方の意に反する性的言動により、相手方に不快感や不利益を与え、教育・研究、学習及び労働の環境を悪化させることをいう。
- (2) 「パワー・ハラスメント」とは、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることをいう。
- (3) 「アカデミック・ハラスメント」とは、大学の教育・研究の場において、教育・研究上の優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことであり、それによって相手方の勉学・研究意欲を低下させる、あるいは学習・研究環境を悪化させることをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学の学生（協定留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。）、生徒、児童、教職員（勤務形態にかかわらず、本学に勤務するすべての教職員をいう。以下同じ。）、役員及び客員研究員等の本学が受け入れた研究者並びに委託業者等本学と教育・研究上又は業務上の関係を有する者（以下これらの者を「構成員」と総称する。）に適用する。ただし、パワー・ハラスメントについては、役員及び教職員にのみ、アカデミック・ハラスメントについては、大学の関係者にのみ適用する。

(責務)

第4条 本学は、第1条の目的を達成するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 構成員は、次条第1項に規定する成蹊学園ハラスメント防止ガイドラインの定めるところにより、ハラスメントをしないように努めなければならない。
- 3 構成員のうち、役職者（役員を含む。）、管理職等の教職員等を監督する地位にある者並びにクラス担任、指導教員等の学生、生徒及び児童を教育指導する立場にある者（以下これらの者を「役職者等」と総称する。）は、日常の指導等により、ハラスメントが起こらないように注意を促すとともに、ハラスメントが発生した場合には、この規則の定めるところに従い、直ちに第6条に規定するハラスメ

ント防止人権委員会の委員長に報告しなければならない。

(ガイドライン及び啓発)

第5条 本学は、前条第1項の責務を達成するために、構成員が認識すべきハラスメントの具体的内容を例示するとともに、ハラスメントが発生した場合における措置、対策等について、成蹊学園ハラスメント防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定めるものとする。

2 本学は、前項のガイドラインを構成員に対して周知徹底するとともに、啓発活動を行うものとする。
(ハラスメント防止人権委員会の設置)

第6条 本学に、ハラスメント防止人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメントの防止に関する啓発活動の推進
- (2) ハラスメント対策に関するマニュアルの作成及び整備
- (3) ハラスメントの救済措置に関する報告及び審議
- (4) 理事長、学長又は校長から諮問された事項についての調査及び報告
- (5) その他ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

3 委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(相談への対応)

第7条 構成員からのハラスメントに関する相談の申し出は、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）が受け付けるものとする。ただし、構成員が希望するときは、ガイドラインに掲げる相談受付窓口に相談の取次ぎを依頼することができる。

2 相談員は、委員会の委員を学内相談員として置くほか、学外の専門性及び第三者性を有する者を専門相談員として置くことができる。

3 専門相談員に関して必要な事項は、別に定める。

4 相談受付及び相談の方法については、ガイドラインに定める。

5 相談員は、相談に応じ、必要な調査を行い、適切な助言、指導等により相談者の救済措置に努めるとともに、相談記録を作成しなければならない。

6 相談員は、前項における相談及び記録の取扱いに当たっては、相談者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(救済措置及びその手続)

第8条 相談員との相談だけでは問題の解決に至らない場合には、ガイドラインに定める「通知」、「調整」、「調停」又は「調査」による救済措置をとることができる。ただし、委員会の委員長が必要と認める場合には、当該事案について第4条第3項に規定する役職者等に報告し、必要な対応を要請することができる。

2 相談者が「通知」、「調整」、「調停」又は「調査」による救済措置を希望した場合には、相談員は、委員会の委員長にその手続きを要請する。

3 「通知」、「調整」、「調停」及び「調査」による救済手続き並びに第1項ただし書に関し必要な事項は、ガイドラインに定める。

(調査協力の拒否、虚偽申述等の禁止)

第9条 委員会からハラスメントに関する事案の調査について協力を求められた者は、これに応じなければならない。

2 ハラスメントに関する事案の調査を妨害し、又は調査において虚偽の申述若しくは証言をしては

ならない。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員その他当該事案にかかわった者は、当該相談への対応を通じて知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 構成員は、ハラスメントに関する相談の申し出、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(報復、脅迫等の禁止)

第12条 構成員は、報復、脅迫等の行為により第7条から第9条までに規定する相談、調査等への協力を妨げてはならない。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (2001年11月9日制定)

1 この規則は、2002年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則等は、廃止する。

(1) セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則 (平成11年11月12日制定)

(2) 成蹊学園セクシュアル・ハラスメント相談担当者要綱 (平成11年11月12日制定)

(3) 成蹊学園セクシュアル・ハラスメント調査委員会要綱 (平成11年11月12日制定)

附 則 (2004年1月9日一部改正)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2005年3月11日一部改正)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2007年3月9日一部改正)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月7日一部改正)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月6日一部改正)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月9日一部改正)

この規則は、2012年4月1日から施行する。